

関税定率法等の一部を改正する法律の施行  
に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

1. 関税定率法等の一部改正に伴い、次により関係政令の整備を行うこととする。
  - (1) 輸出申告及び輸入申告に際して税関に提出しなければならないこととしている仕入書について、税関長が輸出又は輸入の許可の判断のために必要な場合等に提出を求めることとすること等に伴う規定の整備を行うこととする。  
(関税法施行令第61条及び第83条等関係)
  - (2) 免税コンテナについて、国内運送への使用に係る制限を撤廃することに伴う規定の整備を行うこととする。(コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令第8条及び第9条等関係)
  - (3) 沖縄県から出域する旅客の携帯品に係る関税の免除制度等について、所要の制度の拡充等を行うことに伴う規定の整備を行うこととする。(関税暫定措置法施行令第39条及び第41条等関係)
2. 特惠関税制度について、次の改正を行うこととする。
  - (1) 特惠関税の便益を与えない物品として中国を原産地とする視力矯正用眼鏡等を指定することとする。(関税暫定措置法施行令第25条関係)
  - (2) 特惠受益国等から英領アンギラ地域等を除外することとする。(関税暫定措置法施行令別表第1関係)
  - (3) コソボを特惠受益国等に追加することとする。(関税暫定措置法施行令別表第1関係)
3. 関税割当制度の適用を受ける物品につき平成24年度又は同年度上期の関税割当数量を定めることとする。(関税割当制度に関する政令別表関係)
4. その他所要の規定の整備を行うこととする。
5. この政令は、別段の定めがある場合を除き、平成24年4月1日から施行することとする。